

別紙1-1

論文審査の結果の要旨および担当者

報告番号	※ 甲 第 号
------	---------

氏 名 玉井 颯一

論 文 題 目

功利主義による排斥の正当化プロセスの解明

論文審査担当者

主 査

名古屋大学大学院教育発達科学研究科准教授 五十嵐 祐

名古屋大学大学院教育発達科学研究科教授 高井 次郎

名古屋大学大学院教育発達科学研究科教授 中谷 素之

論文審査の結果の要旨

特定の人物を集団から孤立させる排斥は、さまざまな文化において、制度的制裁として社会的に広く容認されている。進化ゲームを用いた研究では、協力度の低いメンバーが排斥されるシステムを組み入れたモデルにおいて、排斥が集団の利益を高める方略として効果的であることが明らかにされている。一方、近年の研究では、排斥の対象となった個人だけでなく、排斥を傍観・行使した個人も心理的痛みを経験することが明らかにされている。このように、排斥に対して心理的痛みを感じるはずの人間が、なぜ排斥を行使・容認してしまうのか。本論文は、この問いに対する回答を提供するために、排斥を制度的制裁として容認する心理プロセスとその文化的差異、および排斥の行使に伴う心理的痛みの抑制プロセスについて検討を行うものである。

本論文は6章で構成される。第1章では、これまでの排斥研究を概観し、本研究における排斥の定義と、排斥が行使者・傍観者・対象者にもたらす否定的な影響を紹介した。具体的には、排斥が人間社会において広く容認されており、さまざまな社会的文脈において観察される現象であること、さらに排斥の対象人物だけでなく、排斥の行使者や傍観者も心理的痛みを抱いてしまうことを示した。その上で、排斥を容認・行使する個人の心理プロセスについて、好意や感情とは異なるメカニズムに基づいて検討する意義について述べた。

第2章（研究1）では、オンラインでのシナリオ実験を通じて、排斥が制度的制裁として容認されるメカニズムを検討した。具体的には、多くの人々が最大限の利益を得るための手段として制裁を見なす功利主義、過去の罪への罰として制裁を見なす応報主義、道徳を教育するための手段として制裁を見なす道徳教育論のうち、どの根拠に基づく排斥が容認されやすいのかを検討した。その結果、功利主義（排斥を多くの人々が利益を得るための手段と見なす）に基づく排斥は、応報主義（排斥を過去の罪への罰と見なす）や道徳教育論（排斥を違反者への道徳教育のための手段と見なす）に基づく排斥よりも容認されやすいことが明らかとなった。この結果は、特定の個人に不利益をもたらす制度としての排斥が、「多数者の利益を保つため」という主張に基づいて容認されている可能性を示唆する。

第3章（研究2）では、第2章の結果について、多国籍サンプルを用いたシナリオ実験による追試を行った。具体的には、クラウドソーシングサービスを用いて、集団主義傾向が高いとされるインドネシア、ベネズエラ、バングラディッシュ、コロンビア、および集団主義傾向が低いとされるアメリカ、イギリス、カナダ、オーストラリアのサンプルを対象にオンライン実験を実施した。その結果、マクロレベ

ルの集団主義傾向の高低によらず、人々は功利主義に基づく排斥を、応報主義や道徳教育論に基づく排斥よりも支持しやすいことが明らかとなった。ただし、個人レベルでは、集団主義傾向の高さが、功利主義に基づく排斥への支持度と正の相関関係を示していた。これらの結果は、人々の功利主義への選好が汎文化的に見られること、さらに、集団の調和や集団の利益を重視する心理傾向が功利主義への選好と関連することを示すものである。

第4章（研究3）では、個人が集団の利益を増進するための手段として排斥を評価している程度を測定するために、心理尺度（排斥の正統性評価尺度）を作成し、その信頼性と妥当性について、大学生サンプルを対象に検討を行った。分析の結果、排斥の正統性評価尺度は、十分な信頼性と基準関連妥当性を有することが明らかとなった。さらに、シナリオ実験によって、排斥の正統性評価尺度の得点が高い個人が、集団成員への排斥を容認しやすいかどうかを検討した。その結果、排斥の正統性を高く評価する個人ほど、集団内の特定の人物が排斥されることを容認しやすい一方で、利他的な人物の排斥を容認しにくいことが明らかとなった。これらの結果は、集団の協力を維持するという名目の下で、個人が集団内の協力関係を維持することに動機づけられていることを示唆する。

第5章（研究4）では、意思決定研究で用いられる課題を改変し、人々が排斥の対象をどのような基準で決定しているのか、さらに排斥を行使する際に生じる心理的痛みをどのように抑制しているのかを、実験室実験およびオンライン実験によって検討した。実験では、参加者にもたらされる利益と、参加者が所属する集団全体にもたらされる利益が葛藤するジレンマ状況を設定した上で、排斥対象の決定過程を検討した。その結果、参加者にわずかな利益しかもたらさない人物に加えて、集団全体にもわずかな利益しかもたらさない人物も排斥の対象者として選択されやすいこと、さらに、集団に多くの利益をもたらす人物を排斥せず、参加者に利益をもたらす人物を排斥の対象として選択した場合に、心理的痛みが抑制されることが明らかとなった。このことは、功利主義への立脚が排斥を行使することの「鎮痛剤 (painkiller)」となることを示唆している。

第6章では、これらの研究結果を総括した上で、本論文で明らかにされた結果を整理し、本論文の意義や限界点、今後の課題について議論した。特に、排斥を反規範的な行動としてネガティブに評価しているはずの人間が、集団内協力の維持を目的とすることで、むしろ積極的に排斥を実行するための心理的基盤を備えていること、また、排斥が人間社会に広く行使・容認されている背景について、功利主義の観点が重要であることも指摘した。

本論文の特色は、個人の好意や嫌悪感情とは異なるメカニズムで排斥が行使されることを示し、傍観者と行使者の両方の視点から、排斥がいかに正当化されるのか

についての心理的プロセスを明らかにした点にある。特に、多様なサンプルを対象として網羅的な検討を行い、排斥を容認、行使する個人の心理プロセスに関する新たな知見を提供した点は高く評価できる。

本論文に対して、審査委員は慎重に審議を行い、内容に関して次のような指摘がなされた。(1) 排斥のもたらす心理的痛みのリアリティを考慮すると、仮想的な集団ではなく、小集団実験のパラダイムで実験を実施すべきだったのではないか、(2) 排斥の抑止や社会的痛みに関わる共感性に関する議論が不足している、(3) 伝統的な集団主義、個人主義以外の文化的枠組みについてのレビューが十分でない、(4) 功利主義と対比させた場合の道德教育論の位置づけが明確でない、(5) 功利主義的な観点での排斥が効果を持ちうる集団の規模や、排斥の効用に関する時間的展望についての議論が十分になされていない。学位申請者は、これらの問題点や今後の課題についても十分に認識しており、審査員からの指摘に対しても適切な応答がなされた。また、今後の研究活動を通じてさらなる検討を行う旨が述べられた。こうした問題点はあるものの、本論文は功利主義が排斥の行使をもたらすメカニズムについて、綿密なレビューに基づく体系的な検討を行っており、当該研究分野の発展に大きく寄与していると判断できる。

よって、審査委員は全員一致して、本論文を博士（心理学）の学位に値するものと判断し、論文審査の結果を「可」と判定した。